

piece up

～繋ぎ合ってゆく～

8月 インボイス増刊号

発行日：令和5年7月25日 発行人：税理士法人中山会計 情報発信委員会

お客様との信頼関係を深め、社員ひとりひとりが、ジグソーパズルの不可欠なピースのようにしっかりと繋がり合い中山会計を創っていく こんな思いをこめて“piece up”おかげさまでpiece upを発行して7年目に入ります。このpiece upを通じてもっと私たちを知って頂き、お客様の身近な存在であることをお伝えいたします。情報発信、活動報告、これらを“piece up”に載せて・・・



税理士法人 中山会計
NAKAYAMA Tax Accountant's Firm



もうすぐ消費税インボイス制度が始まります！



7月に引き続きインボイス増刊号を発行します。

今回の「インボイス増刊号」では、インボイス課税事業者となった方の事前準備を売手・買手の面からそれぞれ解説させていただきます。制度開始に向けて改めて理解を深めていただくきっかけとなりましたら幸いです。

1. 売手としての対応

① 国税庁へ登録の申請

原則として、令和5年9月30日までに申請

② インボイスの交付方法と保存方法の決定

登録事業者は課税事業者からの求めに応じて、インボイスを交付し、その写しを保存しなければならない
何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）どのような方法で交付するか（紙の交付か、電子インボイスの提供か）
→現在使用している請求書等に登録番号を記載するのか、新システムを導入するのか

③ レジや経理・受注システムなどの改修

ベンダー等に、費用と作業工程を確認

④ 取引先に登録番号とインボイス交付方法を連絡

インボイスとして交付する書面やデータおよびその交付方法を取引先へ周知し、相互に確認しておく

⑤ 社員研修の実施と対応窓口を開設

社内の担当者及び取引先からの問い合わせに答える担当者を決定し、対応窓口を開設する



2. 買手としての対応

① 受領したインボイスの保存方法の検討

書面、電子インボイス、複数の書面やデータの組み合わせなど、様々な方法で交付されるすべてのインボイスを保存する必要がある（帳簿インボイスの保存が仕入税額控除の要件）→保存期間は7年間

【課税仕入れにつき保存すべき請求書等】

- ・売手が交付するインボイス又は簡易インボイス
 - ・買手が作成する仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されており、売手の確認を受けたもの
 - ・卸売市場特例が適用される生鮮食料品等の譲渡について、受託者が交付する書類
 - ・農協特例の適用がある場合に、農協、漁協、森林組合等が交付する書類
- 課税貨物の引取りについては、課税貨物の輸入の許可書の保存が必要

② 経理・発注システムなどの改修

ベンダー等に、費用と作業工程を確認

③ 仕入れ先が登録していない場合の対応の検討

独占禁止法に留意して、取引額変更の交渉、仕入先選定の見直しなど

④ 取引先に、登録の有無、インボイスの様式と受領方法を確認

仕入先の状況を把握する

⑤ 社員研修の実施と対応窓口の開設

社内の担当者及び取引先からの問い合わせに答える担当者を決定し、対応窓口を開設する



簡易課税制度を選択すると、仕入税額控除の適用について帳簿及びインボイスの保存は必要ありません。一般課税と簡易課税のどちらを選択するかは、ぜひ中山会計の担当者までご相談ください。

裏面にYouTubeのご案内がございます！！



You Tube

中山会計



YouTubeはこちら



インボイス制度改正点について解説動画を作成しました！
ぜひご視聴ください！

- キーワード：① 2割特例 . . . 消費税納税額が売上の2割に！？
② 事務負担の軽減措置 . . . 中小零細事業者の事務負担が軽減！
③ 登録手続きの見直し . . . インボイス制度適用期日の緩和！？